

令和4年度 江別市

市民参加実施状況

江 別 市

(令和5年9月)

はじめに

江別市では、市民が主役のまちづくりを実現するため、市政への「市民参加」を推進しています。

本書では、江別市市民参加条例第12条に基づき、市民参加の手続が適正に運用されているかどうかについて、令和4年度の市民参加の実施状況を公表します。

市民参加の対象について

【江別市市民参加条例】

第4条 市長等は、次に掲げる事項（以下「対象事項」という。）を行うときは、市民参加を求めるものとする。

- （1）市の基本構想その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更
- （2）市の基本的な方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは権利を制限することを内容とする条例（市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃
- （3）広く市民が利用する大規模な公共施設の設置に関する計画の策定又は変更
- （4）市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃

2 市長等は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加の対象としないことができる。

- （1）条例の改正又は計画の変更で、その内容が軽易なもの
- （2）緊急に行わなければならないもの
- （3）法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づき実施するもの
- （4）市長等の内部の事務処理に関するもの
- （5）市長等の裁量の余地がないと認められるもの

【表 1】
市民参加条例第 4 条（１）～（４）に該当する案件

■市民参加による成果～反映の程度～

区分		件数
A	市民参加の内容を反映した	21
B	市民参加の内容を踏まえ検討した	4
C	市民参加の内容を今後の参考として活用予定	2
その他 1	報告事項や確認事項のみである。	0
その他 2	その他 1 以外の事由	1
合計		28

【表 1】市民参加条例第 4 条（１）～（４）に該当する案件

No.	案件の名称	市民参加の方法	左記方法の名称	実施回数	市 民 参 加 の 実						
					附属機関等			意見公募（パブリックコメント）		市民説明会	
					委員 総数 （人）	市民公募 委員数 （人）	傍聴 者数 （人）	意見 者数 （人）	意見 件数 （件）	参加 者数 （人）	傍聴 者数 （人）
1	個人情報保護制度の改正	意見公募（パブリックコメント）	個人情報保護制度の改正に係る意見公募（パブリックコメント）の結果と市の考え方について	1				1	1		
2	江別市地域防災計画の修正	附属機関等	江別市防災会議	1	34	2	1				
3	江別市本庁舎建設基本構想の策定	附属機関等	江別市本庁舎建設基本構想検討委員会	4	15	2	4				
		意見公募（パブリックコメント）	江別市本庁舎建設基本構想（案）に対する意見募集（パブリックコメント）	1				7	37		
		市民説明会	江別市本庁舎建設基本構想に関する市民説明会	3						17	0
		ワークショップ	本庁舎建設基本構想に関する市民ワークショップ	2							
		ワークショップ	市内4大学の大学生を対象とした本庁舎建設基本構想に関するワークショップ	1							
4	江別市地域公共交通計画（案）の策定	アンケート調査	日常の移動・公共交通の利用に関するアンケート調査	1							
		附属機関等	江別市地域公共交通活性化協議会	4	22	2	6				
5	第7次江別市総合計画の策定に係る取組	ワークショップの開催	えべつの未来づくりミーティング	26							
		アンケート調査	えべつの未来づくりプロジェクト	1							
		附属機関	江別市行政審議会	9	20	4	13				
6	札幌圏都市計画公園の変更	附属機関等	江別市都市計画審議会	1(2)	20	2	1(2)				
7	江別市DX推進方針の策定	附属機関等	江別市未来型政策検討委員会	3	13	2	1				
8	第2次江別市環境管理計画の策定	アンケート調査	江別市の環境についてのアンケート	1							
		附属機関等	江別市環境審議会	3	15	2	1				
		ワークショップ	江別市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定に係る協議会	1							
9	第2次江別市緑の基本計画の策定	附属機関等	江別市緑化推進審議会	2	10	2	0				
10	江別市食品ロス削減推進計画の策定	附属機関等	江別市廃棄物減量等推進審議会	4	13	4	8				
		意見公募（パブリックコメント）	「江別市食品ロス削減推進計画（案）」についての意見募集	1				2	5		

施 状 況					市民参加による成果		特記事項 (事業や施策に反映した内容)	担当課
ワークショップ		アンケート調査						
参加者数 (人)	傍聴者数 (人)	対象者数 (人)	回答者数 (人)	回収率 (%)	反映の程度	詳細		
					C	制度の運用にあたって参考にした。		総務部総務課
					A	江別市地域防災計画の原案について審議し、修正等を行った。		総務部危機対策・防災担当
					A	江別市本庁舎建設基本構想について審議し、意見等を踏まえて策定した。		総務部庁舎耐震化担当
					A	江別市本庁舎建設基本構想策定時に、意見37件のうち1件の内容を盛り込んだ。		
					A	江別市本庁舎建設基本構想策定時に、市民説明会を行い、意見公募の提出につなげた。		
15	1				A	江別市本庁舎建設基本構想策定時に、意見を内容に盛り込んだ。		
10	1				A	江別市本庁舎建設基本構想策定時に、意見を内容に盛り込んだ。		
		5,595	1,756	31.4	B	計画(案)の策定時に、調査結果から得られた市民ニーズや課題等を踏まえて検討を行った。		企画政策部政策推進課 (公共交通担当)
					A	計画(案)について審議し、意見等を踏まえて修正等を行った。		
137	35				A	第7次江別市総合計画の策定に向けた基礎資料とした。		企画政策部政策推進課 (総合計画・総合戦略担当)
		—	213	—	A	第7次江別市総合計画の策定に向けた基礎資料とした。	WEBによる意見募集のため、対象者数はない。	
					A	第7次江別市総合計画の案について答申を受けた。		
					A	都市計画変更案について、審議した。		企画政策部都市計画課
					A	江別市DX推進方針の素案について協議し、意見等を反映した。		企画政策部デジタル政策室 デジタル政策担当
		1300	392	30.2	B	アンケート結果から得られた市民ニーズを踏まえて計画内容の検討を行った		生活環境部環境室環境課
					A	計画の原案について審議し、意見等を踏まえて修正等を行った		
7	—				A	各方面の参加者からの意見等を踏まえて、計画の原案について修正等を行った	事業者、金融機関のメンバーがいるため、会議は非公開としているが、意見の概要は公表している	
					A	計画の原案について審議し、意見等を踏まえて修正等を行った		生活環境部環境室環境課
					A	計画の原案について審議し、意見等を踏まえて計画の内容の検討を行った。		生活環境部環境室 廃棄物対策課
					A	市民の意見を計画案に反映させた。		

【表 1】市民参加条例第 4 条（１）～（４）に該当する案件

No.	案件の名称	市民参加の方法	左記方法の名称	実施回数	市 民 参 加 の 実						
					附属機関等			意見公募（パブリックコメント）		市民説明会	
					委員 総数 （人）	市民公募 委員数 （人）	傍聴 者数 （人）	意見 者数 （人）	意見 件数 （件）	参加 者数 （人）	傍聴 者数 （人）
10	江別市かわまちづくり事業	附属機関等	江別市かわまちづくり協議会	2	8	2	1				
		市民説明会	江別市かわまちづくり計画及び旧岡田倉庫の移設についての説明会	1						5	
		ワークショップ	江別市かわまちづくり勉強会	4							
		ワークショップ	江別かわまちづくりワーキンググループ	3							
11	江別市高齢者総合計画	アンケート調査	第10期高齢者保健福祉計画および第9期介護保険事業計画の策定に向けて、地域の実態を把握するため、40歳以上（無作為抽出）を対象に、アンケート調査を実施。	1							
12	江別市子ども・子育て支援事業計画中間見直し(案)	意見公募(パブリックコメント)	江別市子ども・子育て支援事業計画中間見直し(案)についての意見公募	1				1	1		
		附属機関等	江別市子ども・子育て会議	3	14	3	2				
13	第7期江別市スポーツ推進計画策定に係る方針等審議	附属機関等	江別市スポーツ推進審議会	3	11	1					

施 状 況					市民参加による成果		特記事項 (事業や施策に反映した内容)	担当課
ワークショップ		アンケート調査						
参加者数 (人)	傍聴者数 (人)	対象者数 (人)	回答者数 (人)	回収率 (%)	反映の程度	詳細		
					A	かわまちづくり計画や旧岡田倉庫の整備について審議を行い、意見等を反映させた。		経済部商工労働課
					A	周辺住民等に対し説明を行い、頂いた質問や意見を計画に反映させた。		
97					A	今後のかわまちづくりについて意見交換等を行い、協議会に反映させた。		
17					A	旧岡田倉庫の移設方法など具体的な内容に対し議論を行い、意見等を反映させた。		
		2,200	1,397	63.5	その他2	第10期高齢者保健福祉計画および第9期介護保険事業計画の策定のための参考資料として、介護保険事業等運営委員会に提示。		健康福祉部介護保険課
					C	国の動向も踏まえ、対策検討の参考とする。		健康福祉部 子育て支援課
					B	第2期江別市子ども・子育て支援事業計画の中間みなおしについて、現状や意見公募(パブリックコメント)結果等を踏まえ検討した。		
					B	江別市スポーツ推進審議会において第7期スポーツ推進計画の策定について意見をいただき、意見を踏まえて検討を行った。	第7期江別市スポーツ推進計画は令和5年度に策定予定	教育部スポーツ課

市民参加手続きチェックシート

部署名

総務部危機対策・防災担当

案件の名称

No.1 江別市地域防災計画の修正

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☒	☐	
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☒	☐	
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☒	☐	
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☒	☐	
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☒	☐	
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☒	☐	
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☒	☐	
(意見公募パブリックコメント)	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上の間を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
調査アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
(その他の記載手法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

市民参加手続きチェックシート

部署名

総務部庁舎耐震化担当

案件の名称

No.2 江別市本庁舎建設基本構想の策定

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☒	☐	
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☒	☐	
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☒	☐	
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☒	☐	
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☒	☐	
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☒	☐	
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☒	☐	
(意見公募パブリックコメント)	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☒	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上の間を設けたか。【条例第9条第2項】	☒	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☒	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☒	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☒	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☒	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☒	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☒	☐	
調査アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
(その他の記載手法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

市民参加手続きチェックシート

部署名

企画政策部政策推進課(公共交通担当)

案件の名称

No.3 江別市地域公共交通計画(案)の策定

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☒	☐	
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☒	☐	
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☒	☐	
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☒	☐	
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☒	☐	
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☒	☐	
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☒	☐	
(意見公募 ブックコメント)	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上の間を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
調査アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☒	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☒	☐	
(その他の 記載手法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

市民参加手続きチェックシート

部署名

企画政策部政策推進課(総合計画・総合戦略担当)

案件の名称

No.4 第7次江別市総合計画の策定に係る取組

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☒	☐	
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☒	☐	
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☒	☐	
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☒	☐	
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☒	☐	
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☒	☐	
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☒	☐	
意見公募(パブリックコメント)	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上期間を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☒	☐	(えべつの未来づくりミーティング)
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☒	☐	
調査アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☒	☐	(えべつの未来づくりプロジェクト)
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☒	☐	
その他(自由記手法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

附属機関: 江別市行政審議会

市民参加手続きチェックシート

部署名

企画政策部都市計画課

案件の名称

No.5 札幌圏都市計画公園の変更

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☒	☐	
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☒	☐	
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☒	☐	
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☒	☐	
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☒	☐	
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☒	☐	
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☒	☐	
(意見公募パブリックコメント)	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上の間を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
調査アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☒	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☒	☐	
(その他の記載手法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

市民参加手続きチェックシート

部署名	企画政策部デジタル政策室 (デジタル政策担当)
-----	----------------------------

案件の名称	No.6 江別市DX推進方針の策定
-------	-------------------

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☒	☐	
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☒	☐	
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☒	☐	
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☒	☐	
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☒	☐	
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☒	☐	
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☒	☐	
意見公募 (パブリックコメント)	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上の間を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
調査アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
その他の 自由記手法	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

--

市民参加手続きチェックシート

部署名	生活環境部環境室環境課
-----	-------------

案件の名称	No.7 第2次江別市環境管理計画の策定
-------	----------------------

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☒	☐	市民公募の環境推進員から審議会委員を選出している
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☒	☐	
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☒	☐	環境推進員の公募時に公表している
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☒	☐	環境推進員の公募期間
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☒	☐	
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☒	☐	
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☒	☐	
意見公募（パブリックコメント）	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上期間を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☒	事業者、金融機関のメンバーがいるため、会議は非公開としているが、意見の概要は公表している
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☒	☐	
調査アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☒	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☒	☐	
（その他の記載手法）	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

市民参加手続きチェックシート

部署名	生活環境部環境室環境課
-----	-------------

案件の名称	No.8 第2次江別市緑の基本計画の策定
-------	----------------------

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☒	☐	
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☐	☐	改選なし
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☐	☐	同上
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☐	☐	同上
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☒	☐	
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☒	☐	
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☒	☐	
意見公募（パブリックコメント）	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上期間を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
（その他の記載手法）	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

市民参加手続きチェックシート

部署名

生活環境部環境室廃棄物対策課

案件の名称

No.9 江別市食品ロス削減推進計画の策定

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☒	☐	
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在任期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☐	☐	当該年度中に改選がなかった
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☐	☐	同上
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☐	☐	同上
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☒	☐	
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☒	☐	
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☒	☐	
意見公募(パブリックコメント)	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☒	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上期間を設けたか。【条例第9条第2項】	☒	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☒	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☒	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
(その他の記載手法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

市民参加手続きチェックシート

部署名

経済部商工労働課

案件の名称

No.10 江別市かわまちづくり事業

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☒	☐	
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在任期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☐	☐	改選無し
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☐	☐	改選無し
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☐	☐	改選無し
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☒	☐	
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☒	☐	
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☒	☐	
意見公募(パブリックコメント)	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上期間を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☒	旧岡田倉庫に隣接する住民等に対する説明会であったため、公表していない。
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☒	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☒	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☒	☐	
アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
(その他の記載手法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

市民参加手続きチェックシート

部署名

健康福祉部介護保険課

案件の名称

No.11 江別市高齢者総合計画

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☐	☐	
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☐	☐	
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☐	☐	
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☐	☐	
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☐	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☐	☐	
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☐	☐	
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☐	☐	
意見公募(パブリックコメント)	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
調査アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☒	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☒	☐	
(その他の記載手法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

市民参加手続きチェックシート

部署名	健康福祉部子育て支援課
-----	-------------

案件の名称	No.12 江別市子ども・子育て支援事業計画中間見直し(案)
-------	--------------------------------

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☒	☐	
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在任期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☒	☐	
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☒	☐	
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☒	☐	
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☒	☐	
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☒	☐	
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☐	☒	議事録調整に時間を要したため
(パブリックコメント)	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☒	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上期間を設けたか。【条例第9条第2項】	☒	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☒	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☒	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
アンケート調査	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
(その他の記載手法)	1		☐		
	2		☐		

＜特記事項＞

--

市民参加手続きチェックシート

部署名

教育部スポーツ課

案件の名称

No.13 第7期江別市スポーツ推進計画策定に係る方針等審議

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☒	☐	
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☐	☐	改選なし
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☐	☐	改選なし
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☐	☐	改選なし
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☒	☐	
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☒	☐	
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☒	☐	
(パブリックコメント)	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上期間を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
(その他の記載手法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

--

【表 2】
市民参加条例第 4 条 2（1）～（5）に該当する案件

【表 2】市民参加条例第 4 条 2（１）～（５）に該当する案件

No.	事業・施策等の案件の名称	第4条第2項の該当理由	特記事項 (左記該当理由の詳細など)	担当課
1	江別市健康保険条例	(3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づき実施するもの	出産育児一時金の支給額の変更	健康福祉部国保年金課
2	江別市水防計画の変更	(3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づき実施するもの	関連する法律の改正に伴う修正	建設部土木事務所治水課

【表 3】
その他実施状況（表 1、表 2 以外の案件）

■市民参加による成果～反映の程度～

区分		件数
A	市民参加の内容を反映した	6
B	市民参加の内容を踏まえ検討した	6
C	市民参加の内容を今後の参考として活用予定	5
その他 1	報告事項や確認事項のみである。	12
その他 2	その他 1 以外の事由	29
合計		58

【表3】その他実施状況（表1、表2 以外の案件）

No.	案件の名称	市民参加の方法	左記方法の名称	実施回数	市民参加の実況						
					附属機関等			意見公募（パブリックコメント）		市民説明会	
					委員 総数 （人）	市民公 募 委員数	傍聴 者数 （人）	意見 者数 （人）	意見 件数 （件）	参加 者数 （人）	傍聴 者数 （人）
1	江別市表彰審議委員会	附属機関等		1	10	0	非公開				
2	江別市旧野幌屯田兵村財産審議会	附属機関等		1	12	0	0				
3	江別市情報公開審議会	附属機関等		2	5	0	3				
4	江別市個人情報保護審査会	附属機関等		1	5	0	3				
5	江別市指定管理者選定委員会	附属機関等		1	5		4				
6	江別市指定管理者外部評価委員会	附属機関等		2	4		0				
7	江別市行政改革推進委員会	附属機関等		1	7	2	1				
8	江別市生涯活躍のまち整備事業地域再生協議会	附属機関等		1	15	2	0				
9	第2期江別市まち・ひと・しごと創生総合戦略の進捗管理	附属機関等	江別市まち・ひと・しごと創生有識者会議	2	12	0	0				
10	第6次江別市総合計画の進捗管理	アンケート調査	まちづくり市民アンケート調査	1							
			江別市転入アンケート調査	1							
11	江別市景観委員会	附属機関等		3	7	2	0				
12	市民幸福度の実態調査	アンケート調査	地域における豊かな暮らし（Well-being）指標に関する市民アンケート調査								

施 状 況					市民参加による成果 (事業や施策に反映した内容)		特記事項 (非公開の理由など)	担当課
ワークショップ		アンケート調査			反映の程度	詳細		
参加者数 (人)	傍聴者数 (人)	対象者数 (人)	回答者数 (人)	回収率 (%)				
					-		個人に関する情報を取り扱うため、公開することにより個人の権利利益を害するおそれがあるため。	総務部総務課
					-		【審議内容】 財産の維持管理状況の報告を行い、管理体制を確認した。	
					-		【審議内容】 令和3年度の情報公開制度の実施状況と条例改正の報告を行った。	
					-		【審査内容】 令和3年度の個人情報保護制度の運用状況の報告と、保護法の改正に係る条例改正について協議を行った。	
					A	江別市指定管理者選定委員会による意見を、選定結果に反映した。	公開することにより、指定管理者選定委員が自由に率直な意見の交換ができなくなるおそれがあると判断されるため。ただし、公募団体のプレゼンについては、公開している。	総務部財務室契約管財課
					A	江別市指定管理者外部評価委員会による意見を、江別市指定管理者外部評価委員会の評価として反映した。	公開することにより、指定管理者外部評価委員が自由に率直な意見の交換ができなくなるおそれがあると判断されるため	
					A	行政改革の推進への助言及び行政評価制度について助言いただき、担当課へ共有した。		企画政策部 政策推進課 (政策推進担当)
					A	生涯活躍のまち形成事業計画の進捗状況について助言をいただき、事業の見直しを図った。		
					B	総合戦略は、「えべつ未来づくりビジョン」をベースに策定されており、総合計画策定の際の市民意見が反映されている。		企画政策部政策推進課 (総合計画・総合戦略担当)
		3,000	1,326	44.2	C	現行の第6次江別市総合計画の進捗を管理する。(令和4年5月実施)		
		1,882	558	29.6	C	現行の第6次江別市総合計画における未来戦略の進捗を管理する。(令和4年5月実施)		
					A	第20回江別市都市景観賞の開催内容の報告や選考を行った。	・実施した3回のうち1回は書面開催 ・実施した3回のうち1回は非公開 ・江別市都市景観賞の審査・選考を主たる議事内容としており、資料中に個人情報が含まれること、また、審査・選考に係る発言を公開することにより、委員の社会的地位の保護について支障を及ぼすおそれがあることから、江別市情報公開条例第7条第1項第1号および同条同項第3号の規定に基づき非公開の開催とした。	企画政策部都市計画課
		1500	576	38.40%	C	市民の多様な意識や行動を把握し、今後の施策立案の基礎資料とした。		企画政策部デジタル室 (デジタル政策担当)

【表3】その他実施状況（表1、表2 以外の案件）

No.	案件の名称	市民参加の方法	左記方法の名称	実施回数	市民参加の実況						
					附属機関等			意見公募（パブリックコメント）		市民説明会	
					委員 総数 (人)	市民公 募 委員数	傍聴 者数 (人)	意見 者数 (人)	意見 件数 (件)	参加 者数 (人)	傍聴 者数 (人)
13	江別市生涯健康プラットフォーム推進事業市民説明会	市民説明会		3						159	680
14	第11次江別市交通安全計画における実施結果報告及び実施予定について	附属機関等	江別市交通安全対策会議	1	9	2	0	2	4		
15	江別市男女共同参画審議会	附属機関等		2	12	4	1				
16	江別市環境推進員会議	附属機関等		2	10	10	非公開				
17	江別市経済審議会	附属機関等		1	17	2	0				
18	江別市社会福祉審議会	附属機関等		1	16	3	0				
19	江別市民生委員推薦会	附属機関等		8	10	0	非公開				
20	江別市福祉有償運送運営協議会	附属機関等		3	10	0	非公開				
21	江別障害者総合支援認定審査会	附属機関等		23	24	0	非公開				
22	江別市国民健康保険運営協議会	附属機関等		3	11	3	2				
23	江別市介護保険事業等運営委員会	附属機関等		3	14	2	0				
24	江別市成年後見制度利用促進協議会	附属機関等		2	7	0	1				
25	江別市予防接種健康被害調査委員会	附属機関等		2	4	0	非公開				
26	江別市営住宅運営委員会	附属機関等		1	6	1	0				

概 状 況					市民参加による成果 (事業や施策に反映した内容)		特記事項 (非公開の理由など)	担当課
ワークショップ		アンケート調査			反映の程度	詳細		
参加者数 (人)	傍聴者数 (人)	対象者数 (人)	回答者数 (人)	回収率 (%)				
					C	生涯健康プラットフォームに対する意見を聴取し、今後の参考とした。	【参加者数内訳】 51人(+ライブ配信49人)+29人+30人 【傍聴者数概要】 アーカイブ配信の視聴回数 680回	企画政策部デジタル室 (デジタル政策担当)
					C	道路交通環境整備や交通安全思想の普及啓発の方法等今後の交通事故防止対策の参考として活用。	書面開催	生活環境部 市民生活課
					その他1			生活環境部市民生活課 (市民協働担当)
					B	委員からの意見、提言を踏まえ、市の施策への反映を検討した	公開することにより、環境推進員が自由で率直な意見の交換ができなくなる恐れがあると判断されたので、非公開で実施。	生活環境部環境室環境課
					B	経済部内各課の主要政策について、委員からの意見等を踏まえて、内容の検討を行った。		経済部商工労働課
					その他1	江別市における社会福祉に関する事項を審議した。		健康福祉部 管理課
					その他2	民生委員法第8条の規程に基づき、民生委員を推薦した。	個人に関する情報を取り扱い、公開することにより個人の権利利益を害する恐れがあるため、非公開で実施	
					その他2	江別市における自家用有償旅客運送の必要性、旅客から収受する対価その他自家用有償旅客運送の適性な運営の確保について協議を行った。	・個人情報を取り扱うため、非公開で実施。 ・令和4年度3回実施のうち1回は、新型コロナウイルス感染症の影響により書面開催。	健康福祉部 障がい福祉課
					その他2	障害福祉サービスを受けようとする障がい者に対し、障害支援区分を認定するため、審査判定を行った。	特定の個人を識別できる情報があり、審査判定に関する意志決定の中立性を害する恐れがあるため。	
					その他1		実施した3回のうち2回は書面開催	健康福祉部国保年金課
					その他1	令和4年度における介護保険事業等を取り巻く状況等についての報告や新たな委員の委嘱、アンケート調査に係る確認を行った。	審議事項はなく報告事項・確認事項のみであり、3回中1回は書面開催であった。	健康福祉部 介護保険課
					その他1		審議事項はなく報告事項・確認事項のみであり、2回中1回は書面開催であった。	
					その他2	予防接種による健康被害の個人状況を医師が医学的な見地等に基づき調査するため市民参加なし。	江別市市民参加条例第8条に基づき非公開で実施(審議等の内容に江別市情報公開条例(平成14年条例第7号)第7条各号に掲げる情報が含まれているため)	健康福祉部 健康推進室 保健センター
					その他1			建設部 建築住宅課

【表 3】 その他実施状況（表 1、表 2 以外の案件）

No.	案件の名称	市民参加の方法	左記方法の名称	実施回数	市 民 参 加 の 実 施 方 法						
					附属機関等			意見公募（パブリックコメント）		市民説明会	
					委員 総数 (人)	市民公 募 委員数	傍聴 者数 (人)	意見 者数 (人)	意見 件数 (件)	参加 者数 (人)	傍聴 者数 (人)
27	江別市空家等対策協議会	附属機関等		2	11	2	0				
28	江別市建築審査会	附属機関等		3	5	0	0				
29	江別市水防協議会	附属機関等		1	24	0	0				
30	江別市学校運営委員会 江別第一小学校	附属機関等		3	10	0	0				
31	江別市学校運営委員会 江別 第二小学校・江別第二中学校 合同開催	附属機関等		3	15	0	0				
32	江別市学校運営委員会 豊幌小学校	附属機関等		3	10	0	0				
33	江別市学校運営委員会 江別太小学校	附属機関等		3	10	0	0				
34	江別市学校運営委員会 大麻小学校	附属機関等		3	10	0	0				
35	江別市学校運営委員会 対雁小学校	附属機関等		3	10	0	0				
36	江別市学校運営委員会 野幌小学校	附属機関等		3	10	0	0				

概 状 況					市民参加による成果 （事業や施策に反映した内容）		特記事項 （非公開の理由など）	担当課
ワークショップ		アンケート調査			反映の程度	詳細		
参加者数 （人）	傍聴者数 （人）	対象者数 （人）	回答者数 （人）	回収率 （％）				
					B	空家等対策の推進に関する特別措置法第7条第1項の規定に基づき設置された協議会において、空家等対策計画の策定・実施に関する事項について協議を行った。		建設部建築指導課
					その他2	建築基準法に基づく指定に対する審議であるため。		
					その他1			建設部治水課
					その他2	学校が抱える諸課題について熟議（話し合う場）を持てたことや、地域住民が学校運営に参加する機会を持つことができた		教育部総務課
					その他2	学校が抱える諸課題について熟議（話し合う場）を持てたことや、地域住民が学校運営に参加する機会を持つことができた		
					その他2	学校が抱える諸課題について熟議（話し合う場）を持てたことや、地域住民が学校運営に参加する機会を持つことができた		
					その他2	学校が抱える諸課題について熟議（話し合う場）を持てたことや、地域住民が学校運営に参加する機会を持つことができた		
					その他2	学校が抱える諸課題について熟議（話し合う場）を持てたことや、地域住民が学校運営に参加する機会を持つことができた		
					その他2	学校が抱える諸課題について熟議（話し合う場）を持てたことや、地域住民が学校運営に参加する機会を持つことができた		
					その他2	学校が抱える諸課題について熟議（話し合う場）を持てたことや、地域住民が学校運営に参加する機会を持つことができた		
					その他2	学校が抱える諸課題について熟議（話し合う場）を持てたことや、地域住民が学校運営に参加する機会を持つことができた	実施した3回のうち2回は書面開催	

【表3】その他実施状況（表1、表2 以外の案件）

No.	案件の名称	市民参加の方法	左記方法の名称	実施回数	市民参加の実況						
					附属機関等			意見公募（パブリックコメント）		市民説明会	
					委員 総数 (人)	市民公 募 委員数	傍聴 者数 (人)	意見 者数 (人)	意見 件数 (件)	参加 者数 (人)	傍聴 者数 (人)
37	江別市学校運営委員会 東野幌小学校	附属機関等		3	9	0	0				
38	江別市学校運営委員会 大麻東小学校	附属機関等		3	10	0	0				
39	江別市学校運営委員会 大麻西小学校	附属機関等		3	10	0	0				
40	江別市学校運営委員会 中央小学校	附属機関等		3	10	0	0				
41	江別市学校運営委員会 大麻泉小学校	附属機関等		3	10	0	0				
42	江別市学校運営委員会 野幌若葉小学校	附属機関等		3	9	0	0				
43	江別市学校運営委員会 北光小学校	附属機関等		3	10	0	0				
44	江別市学校運営委員会 文京台小学校	附属機関等		3	10	0	0				
45	江別市学校運営委員会 いずみ野小学校	附属機関等		3	10	0	2				

概 状 況					市民参加による成果 (事業や施策に反映した内容)		特記事項 (非公開の理由など)	担当課
ワークショップ		アンケート調査			反映の程度	詳細		
参加者数 (人)	傍聴者数 (人)	対象者数 (人)	回答者数 (人)	回収率 (%)				
					その他2	学校が抱える諸課題について熟議(話し合う場)を持てたことや、地域住民が学校運営に参加する機会を持つことができた	実施した3回のうち1回は書面開催	教育部総務課
					その他2	学校が抱える諸課題について熟議(話し合う場)を持てたことや、地域住民が学校運営に参加する機会を持つことができた	実施した3回のうち1回は書面開催	
					その他2	学校が抱える諸課題について熟議(話し合う場)を持てたことや、地域住民が学校運営に参加する機会を持つことができた		
					その他2	学校が抱える諸課題について熟議(話し合う場)を持てたことや、地域住民が学校運営に参加する機会を持つことができた		
					その他2	学校が抱える諸課題について熟議(話し合う場)を持てたことや、地域住民が学校運営に参加する機会を持つことができた		
					その他2	学校が抱える諸課題について熟議(話し合う場)を持てたことや、地域住民が学校運営に参加する機会を持つことができた		
					その他2	学校が抱える諸課題について熟議(話し合う場)を持てたことや、地域住民が学校運営に参加する機会を持つことができた		
					その他2	学校が抱える諸課題について熟議(話し合う場)を持てたことや、地域住民が学校運営に参加する機会を持つことができた	実施した3回のうち1回は書面開催	
					その他2	学校が抱える諸課題について熟議(話し合う場)を持てたことや、地域住民が学校運営に参加する機会を持つことができた		
					その他2	学校が抱える諸課題について熟議(話し合う場)を持てたことや、地域住民が学校運営に参加する機会を持つことができた		

【表3】その他実施状況（表1、表2 以外の案件）

No.	案件の名称	市民参加の方法	左記方法の名称	実施回数	市民参加の実況						
					附属機関等			意見公募（パブリックコメント）		市民説明会	
					委員総数（人）	市民公募委員数	傍聴者数（人）	意見者数（人）	意見件数（件）	参加者数（人）	傍聴者数（人）
46	江別市学校運営委員会 上江別小学校	附属機関等		3	10	0	0				
47	江別市学校運営委員会 江別第一中学校	附属機関等		3	9	0	0				
48	江別市学校運営委員会 江別第三中学校	附属機関等		3	10	0	0				
49	江別市学校運営委員会 野幌中学校	附属機関等		3	9	0	0				
50	江別市学校運営委員会 大麻中学校	附属機関等		3	10	0	1				
51	江別市学校運営委員会 大麻東中学校	附属機関等		3	10	0	0				
52	江別市学校運営委員会 江陽中学校	附属機関等		3	8	0	0				
53	江別市学校運営委員会 中央中学校	附属機関等		3	9	0	0				
54	旧町村農場保存活用推進事業	ワークショップ	旧町村農場保存活用推進事業 市民ワークショップ	2							
55	江別市社会教育委員の会議	附属機関等		3	10	2	0				

概 状 況					市民参加による成果 (事業や施策に反映した内容)		特記事項 (非公開の理由など)	担当課
ワークショップ		アンケート調査			反映の程度	詳細		
参加者数 (人)	傍聴者数 (人)	対象者数 (人)	回答者数 (人)	回収率 (%)				
					その他2	学校が抱える諸課題について熟議(話し合う場)を持てたことや、地域住民が学校運営に参加する機会を持つことができた	実施した3回のうち1回は書面開催	教育部総務課
					その他2	学校が抱える諸課題について熟議(話し合う場)を持てたことや、地域住民が学校運営に参加する機会を持つことができた		
					その他2	学校が抱える諸課題について熟議(話し合う場)を持てたことや、地域住民が学校運営に参加する機会を持つことができた	実施した3回のうち1回は書面開催	
					その他2	学校が抱える諸課題について熟議(話し合う場)を持てたことや、地域住民が学校運営に参加する機会を持つことができた		
					その他2	学校が抱える諸課題について熟議(話し合う場)を持てたことや、地域住民が学校運営に参加する機会を持つことができた		
					その他2	学校が抱える諸課題について熟議(話し合う場)を持てたことや、地域住民が学校運営に参加する機会を持つことができた		
					その他2	学校が抱える諸課題について熟議(話し合う場)を持てたことや、地域住民が学校運営に参加する機会を持つことができた		
					その他2	学校が抱える諸課題について熟議(話し合う場)を持てたことや、地域住民が学校運営に参加する機会を持つことができた		
29	2				B	市民ワークショップで出された意見等を踏まえ、施設の保存活用に 向けた「江別市旧町村農場保存 活用整備方針」を策定した。		教育部生涯学習課
					その他1			

(表3) その他実施状況 (表1、表2 以外の案件)

No.	案件の名称	市民参加の方法	左記方法の名称	実施回数	市民参加の実況						
					附属機関等			意見公募(パブリックコメント)		市民説明会	
					委員総数(人)	市民公募委員数	傍聴者数(人)	意見者数(人)	意見件数(件)	参加者数(人)	傍聴者数(人)
56	江別市文化財保護委員会	附属機関等		1	10	0	0				
57	江別市立小学校及び中学校通学区域審議会	附属機関等		1	11	2					
58	江別市奨学審議委員会	附属機関等		1	8	0	非公開				
59	江別市教育支援委員会	附属機関等		5	18	0	非公開				
60	江別市青少年健全育成協議会	附属機関等		1	14	2	0				
61	令和4年度 江別市消防委員会	附属機関等	江別市消防委員会	2	7	0	0				
62	江別市上下水道事業運営検討委員会	附属機関等		2	10	2	1				
63	江別市立病院経営評価委員会	附属機関等		4	9	1	28				

概 状 況					市民参加による成果 (事業や施策に反映した内容)		特記事項 (非公開の理由など)	担当課
ワークショップ		アンケート調査			反映の程度	詳細		
参加者数 (人)	傍聴者数 (人)	対象者数 (人)	回答者数 (人)	回収率 (%)				
					A	国の堤防整備事業に伴う市指定文化財の現状変更(移設)につき、市教委の諮問を受けて審議の結果、現状変更を認める旨の答申を行った。		教育部 郷土資料館
					その他1			
					-		奨学生世帯の所得状況などについて審議することから、公開することにより個人の権利利益を害するおそれがあるため。	教育部学校教育支援室 学校教育課
					-	内容については非公開	個人情報を取り扱うため	教育部学校教育支援室 教育支援課
					その他1			
					その他1	円滑な運営を図る上で、消防行政の現状について質問や意見をいただいた。	・2回とも書面会議にて実施 ・消防行政に関する専門的知識を必要とするため市民公募委員はなし	消防本部総務課
					その他1			水道部総務課
					B	市民公募委員からの意見は、なるべく委員会運営に反映させている	実施した4回のうち1回は書面開催	市立病院事務局管理課参事 (経営推進担当)

市民参加手続きチェックシート

部署名

総務部総務課

案件の名称

No.1 江別市表彰審議委員会

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☐	☒	法令の規定により委員の構成が定められているため
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☐	☒	法令の規定により委員の構成が定められているため
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☐	☒	市民委員を公募していない
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☐	☒	市民委員を公募していない
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☐	☒	個人に関する情報を取り扱うため、公開することにより個人の権利利益を害するおそれがあるため
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☐	☒	非公開であるため
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☐	☒	非公開であるため
意見公募（パブリックコメント）	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
その他の記載手法	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

--

市民参加手続きチェックシート

部署名

総務部総務課

案件の名称

No.2 江別市旧野幌屯田兵村財産審議会

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☐	☒	屯田兵子孫により構成されるため
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☐	☒	屯田兵子孫により構成されるため
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☐	☒	市民委員を公募していない
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☐	☒	市民委員を公募していない
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☒	☐	
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☒	☐	
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☒	☐	
意見公募 (パブリックコメント)	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上の間を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
その他の 自由記手法	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

市民参加手続きチェックシート

部署名

総務部総務課

案件の名称

No.3 江別市情報公開審査会

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☐	☒	法令の規定により委員の構成が定められているため
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☐	☒	法令の規定により委員の構成が定められているため
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☐	☒	市民委員を公募していない
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☐	☒	市民委員を公募していない
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☒	☐	
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☒	☐	
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☒	☐	
(パブリックコメント)	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上の間を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
調査アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
(その他の記載手法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

市民参加手続きチェックシート

部署名

総務部総務課

案件の名称

No.4 江別市個人情報保護審査会

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☐	☒	法令の規定により委員の構成が定められているため
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在任期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☐	☒	法令の規定により委員の構成が定められているため
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☐	☒	市民委員を公募していない
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☐	☒	市民委員を公募していない
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☒	☐	
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☒	☐	
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☒	☐	
(意見公募パブリックコメント)	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
調査アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
(その他の記載手法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

市民参加手続きチェックシート

部署名	総務部財政室契約管財課
-----	-------------

案件の名称	No.5 江別市指定管理者選定委員会
-------	--------------------

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☐	☒	公募団体との利害関係の判別が難しいため。 市民視点必要性の観点から施設利用団体から選出している。
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在任期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☐	☐	該当年度改選なし
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☐	☐	該当年度改選なし
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☐	☐	該当年度改選なし
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☒	☒	公開することにより、指定管理者選定委員が自由で率直な意見交換が出来るおそれがあると判断されるため。ただし、公募団体のプレゼンについては、公開している。
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☒	☐	
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☐	☒	議事録は公開していないが、指定の議決後、選定結果についてHP公表している。
(パブリックコメント)	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上期間を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
(その他の記載手法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

市民参加手続きチェックシート

部署名	総務部財政室契約管財課
-----	-------------

案件の名称	No.6 江別市指定管理者外部評価委員会
-------	----------------------

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☐	☒	指定管理団体との利害関係の判別が難しいため。 市民視点必要性の観点から施設利用団体から選出している。
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☐	☐	該当年度改選なし
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☐	☐	該当年度改選なし
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☐	☐	該当年度改選なし
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☐	☒	公開することにより、指定管理者選定委員が自由で率直な意見交換が出来なくなるおそれがあると判断されるため。
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☐	☒	会議が非公表であるため。
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☐	☒	会議が非公表であるため。 ただし、外部評価結果については、総務文教常任委員会報告後、HPにおいて公表している。
(パブリックコメント)	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上期間を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
アンケート調査	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
(その他の記載手法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

市民参加手続きチェックシート

部署名

企画政策部政策推進課(政策推進担当)

案件の名称

No.7 江別市行政改革推進委員会

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☒	☐	
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在任期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☐	☐	(改選なし)
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☐	☐	(改選なし)
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☐	☐	(改選なし)
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☒	☐	
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☒	☐	
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☒	☐	
(意見公募パブリックコメント)	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上の間を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
調査アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
(その他の記載手法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

市民参加手続きチェックシート

部署名

企画政策部政策推進課(政策推進担当)

案件の名称

No.8 江別市生涯活躍のまち整備事業地域再生協議会

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☒	☐	
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☒	☐	
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☒	☐	
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☒	☐	
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☒	☐	
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☒	☐	
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☒	☐	
(意見公募ブックコメント)	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上の間を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
調査アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
(その他の記載手法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

市民参加手続きチェックシート

部署名

企画政策部政策推進課(総合計画・総合戦略担当)

案件の名称

No.9 第2期江別市まち・ひと・しごと創生総合戦略の進捗管理

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☐	☒	『江別市まち・ひと・しごと創生有識者会議設置要綱』第3条第2項により、「委員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。」と定めているため。
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在任期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☐	☐	(改選なし)
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☐	☐	(改選なし)
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☐	☐	(改選なし)
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☒	☐	
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☒	☐	
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☒	☐	
(パブリックコメント)	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
調査アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
(その他の手法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

※現在、市民公募枠を設けることのほか、会議体の在り方について協議中。

市民参加手続きチェックシート

部署名

企画政策部政策推進課(総合計画・総合戦略担当)

案件の名称

No.10 第6次江別市総合計画の進捗管理

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☐	☐	
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☐	☐	
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☐	☐	
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☐	☐	
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☐	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☐	☐	
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☐	☐	
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☐	☐	
意見公募(パブリックコメント)	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上期間を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☒	☐	(まちづくり市民アンケート調査、転入アンケート調査)
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☒	☐	
(自由他記手法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

附属機関: 江別市行政審議会

市民参加手続きチェックシート

部署名	企画政策部都市計画課
-----	------------

案件の名称	No.11 江別市景観委員会
-------	----------------

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☒	☐	
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☒	☐	
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☒	☐	
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☒	☐	
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☒	☐	全3回の開催のうち1回は、賞の選考のため、個人に関する情報を多く含むことなどから非公開で実施
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☒	☐	全3回の開催のうち1回は、書面開催のため除く
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☒	☐	
意見公募(パブリックコメント)	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
(その他の記載手法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

市民参加手続きチェックシート

部署名	企画政策部デジタル政策室 (デジタル政策担当)
-----	----------------------------

案件の名称	No.12 市民幸福度の実態調査
-------	------------------

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☐	☐	
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☐	☐	
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☐	☐	
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☐	☐	
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☐	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☐	☐	
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☐	☐	
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☐	☐	
意見公募 (パブリックコメント)	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上の間を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
調査アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☒	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☒	☐	
その他の 自由記手法	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

--

市民参加手続きチェックシート

部署名

企画政策部デジタル政策室
(デジタル政策担当)

案件の名称

No.13 江別市生涯健康プラットフォーム推進事業市民説明会

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☐	☐	
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☐	☐	
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☐	☐	
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☐	☐	
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☐	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☐	☐	
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☐	☐	
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☐	☐	
意見公募 (パブリックコメント)	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上の間を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☒	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☒	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
調査アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
(その他の記載手法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

市民参加手続きチェックシート

部署名

生活環境部市民生活課

案件の名称

No.14 第11次江別市交通安全計画における実施結果及び実施予定について

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☒	☐	
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☐	☐	令和4年度中に改選はなし。
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☐	☐	令和4年度中に改選はなし。
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☐	☐	令和4年度中に改選はなし。
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☐	☐	書面開催のため公開不可
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☐	☒	書面開催のため
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☒	☐	
意見公募（パブリックコメント）	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上の間を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
調査アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
その他の記載手法	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

市民参加手続きチェックシート

部署名	生活環境部市民生活課(市民協働担当)
-----	--------------------

案件の名称	No.15 江別市男女共同参画審議会
-------	--------------------

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☒	☐	
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☐	☐	令和4年度に改選はなし。
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☐	☐	令和4年度に改選はなし。
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☐	☐	令和4年度に改選はなし。
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☒	☐	
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☒	☐	
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☒	☐	
(パブリックコメント)	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上の間を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
(その他の記載手法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

市民参加手続きチェックシート

部署名

生活環境部環境室環境課

案件の名称

No.16 江別市環境推進員会議

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☒	☐	
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☒	☐	
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☒	☐	
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☒	☐	
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☐	☒	公開することにより、環境推進員が自由に率直な意見の交換ができなくなるおそれがあると判断されるため。
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☐	☒	同上
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☐	☒	同上
意見公募(パブリックコメント)	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上期間を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
調査アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
(その他の記載手法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

--

市民参加手続きチェックシート

部署名	経済部商工労働課
-----	----------

案件の名称	No.17 江別市経済審議会
-------	----------------

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☒	☐	
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在任期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☐	☐	改選無し
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☐	☐	改選無し
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☐	☐	改選無し
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☒	☐	
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☒	☐	
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☒	☐	
意見公募(パブリックコメント)	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上期間を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
アンケート調査	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
(その他の記載手法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

市民参加手続きチェックシート

部署名

健康福祉部管理課

案件の名称

No.18 江別市社会福祉審議会

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☒	☐	
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在任期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☐	☐	当該年度は改選なし
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☐	☐	当該年度は改選なし
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☐	☐	当該年度は改選なし
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☒	☐	
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☒	☐	
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☒	☐	
意見公募(パブリックコメント)	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上期間を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
(その他の記載手法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

市民参加手続きチェックシート

部署名	健康福祉部管理課
-----	----------

案件の名称	No.19 江別市民生委員推薦会
-------	------------------

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☐	☒	法令で、委員は「当該市町村の区域の实情に通ずる者」のうちから委嘱することとされており、また、個人に関する情報を多く取り扱うことから市民委員を含めていない。
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☐	☒	規則により委員の構成が定められているため。
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☐	☒	法令で、委員は「当該市町村の区域の实情に通ずる者」のうちから委嘱することとされており、また、個人に関する情報を多く取り扱うことから市民委員を含めていない。
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☐	☒	法令で、委員は「当該市町村の区域の实情に通ずる者」のうちから委嘱することとされており、また、個人に関する情報を多く取り扱うことから市民委員を含めていない。
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☐	☒	審議会の内容に非公開情報が含まれるため
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☐	☒	審議会の内容に非公開情報が含まれるため
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☐	☒	審議会の内容に非公開情報が含まれるため
(パブリックコメント)	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上期間を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
調査アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
(その他の手法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

市民参加手続きチェックシート

部署名

健康福祉部障がい福祉課

案件の名称

No.20 江別市福祉有償運送運営協議会

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☐	☒	協議資料には個人情報が多く含まれるため。(個人情報の保護を踏まえ、今後福祉有償運送を利用する可能性が高く、当該運送に意見を徴することができる市内団体からの推薦を受けた者を地域住民の代表としている。)
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在任期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☐	☒	江別市福祉有償運送運営協議会設置要綱第3条の規定により構成が決まっている。
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☐	☒	市民委員の公募はないため。
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☐	☒	市民委員の公募はないため。
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☐	☒	個人情報を取り扱うため、非公開で実施。
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☐	☒	個人情報を取り扱うため、非公開で実施。
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☒	☐	非公開情報を除き、議事の概要をHPで公開している。ただし、個人情報を取り扱うため、協議会は非公開で実施。
(意見公募ブックコメント)	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
調査アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
(その他の記載手法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

--

市民参加手続きチェックシート

部署名

健康福祉部障がい福祉課

案件の名称

No.21 江別市障害者総合支援認定審査会

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☐	☒	特記事項に記載。
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☐	☐	改選していないため、該当しない。
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☐	☐	改選していないため、該当しない。
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☐	☐	改選していないため、該当しない。
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☐	☒	審査判定に関する意志決定の中立性を害する恐れがあり、参加した委員が特定できないように配慮している。
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☐	☒	審査判定に関する意志決定の中立性を害する恐れがあり、参加した委員が特定できないように配慮している。
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☐	☒	審査判定に関する意志決定の中立性を害する恐れがあり、参加した委員が特定できないように配慮している。
意見公募(パブリックコメント)	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上期間を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
調査アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
(その他の記載方法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

No.1については、厚生労働省社会・援護局障害保険福祉部長通知平成26年3月3日(障発0303第2号)『市町村審査会運営要綱』より、審査会委員については、障害者の実情に通じた者のうちから、障害保健福祉の学識経験を有する者であって、中立かつ公正な立場で審査を行うことができる者を任命することと明記されていることから、市民委員を含めていない。

市民参加手続きチェックシート

部署名

健康福祉部国保年金課

案件の名称

No.22 江別市国民健康保険運営協議会

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☒	☐	
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☒	☐	
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☒	☐	
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☒	☐	
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☒	☐	全3回のうち、書面開催とした第2回及び第3回を除く
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☒	☐	
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☒	☐	
意見公募(パブリックコメント)	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上期間を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
調査アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
その他の記載方法	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

市民参加手続きチェックシート

部署名

健康福祉部介護保険課

案件の名称

No.23 江別市介護保険事業等運営委員会

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☒	☐	
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☒	☐	
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☒	☐	
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☒	☐	
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☒	☐	3回中1回の書面開催については、実施していない。
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☒	☐	3回中1回の書面開催については、実施していない。
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☒	☐	
意見公募(パブリックコメント)	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
調査アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
その他の記載方法	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

--

市民参加手続きチェックシート

部署名

健康福祉部介護保険課

案件の名称

No.24 江別市成年後見制度利用促進協議会

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☐	☒	法律や関係法令に精通し、高度な専門的知識を有することが求められるため。
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☐	☒	江別市成年後見制度利用促進協議会の組織及び運営に関する要綱第3条第2項より委員の職名が指定されているため。
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☐	☒	委員の公募を行っていないため。
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☐	☒	委員の公募を行っていないため。
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☒	☐	全2回のうち書面開催とした1回を除く。
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☒	☐	全2回のうち書面開催とした1回を除く。
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☐	☒	議事録調整に時間を要したため
意見公募(パブリックコメント)	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上期間を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
調査アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
その他の記載方法	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

--

市民参加手続きチェックシート

部署名	健康福祉部健康推進室保健センター
-----	------------------

案件の名称	No.25 江別市予防接種健康被害調査委員会
-------	------------------------

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☐	☒	委員会委員を (1)江別医師会の推薦する医師 (2)北海道知事が推薦する専門医師 (3)江別保健所長 で任命するため。(江別市予防接種健康被害調査委員会運営要綱第3条)
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在任期、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☐	☒	〃
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☐	☒	委員の公募を行っていないため。
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☐	☒	委員の公募を行っていないため。
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☐	☒	江別市市民参加条例第8条に基づき非公開で実施(審議等の内容に江別市情報公開条例(平成14年条例第7号)第7条各号に掲げる情報が含まれているため)
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☐	☒	〃
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☐	☒	会議の内容に氏名・生年月日等の個人情報が含まれるため。
(パブリックコメント)	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
調査アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
(その他の記載手法)	1		☐		
	2		☐		

＜特記事項＞

市民参加手続きチェックシート

部署名	建設部建築住宅課
-----	----------

案件の名称	No.26 江別市営住宅運営委員会
-------	-------------------

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☒	☐	
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☐	☐	令和4年度は改選がない
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☐	☐	令和4年度は改選がない
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☐	☐	令和4年度は改選がない
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☒	☐	
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☒	☐	
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☒	☐	
(意見パブリックコメント)	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上期間を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
アンケート調査	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
(その他の記載手法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

市民参加手続きチェックシート

部署名	建設部建築指導課
-----	----------

案件の名称	No.27 江別市空家等対策協議会
-------	-------------------

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☒	☐	
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在任数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☒	☐	
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☒	☐	
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☒	☐	
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☒	☐	
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☒	☐	
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☒	☐	
(パブリックコメント)	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上期間を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
(その他の記載手法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

--

市民参加手続きチェックシート

部署名	建築指導課
-----	-------

案件の名称	No.28 江別市建築審査会
-------	----------------

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☐	☒	専門的な知識を要する者である必要があり、江別市市民参加条例第4条第2項第3号に該当するものとしているから。
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在任期、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☒	☐	
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☐	☒	当該委員会委員に市民委員を含めていないため。
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☐	☒	当該委員会委員に市民委員を含めていないため。
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☒	☐	
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☒	☐	
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☒	☐	
(パブリックコメント)	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上期間を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
(自由他記手法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

--

市民参加手続きチェックシート

部署名	建設部土木事務所治水課
-----	-------------

案件の名称	No.29 江別市水防協議会
-------	----------------

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☐	☒	水防法第34条4項に係る行政機関の職員並びに水防に係のある団体の代表者及び学識経験のある者と規定があるため
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☐	☒	水防法第34条5項に係る行政機関の職員並びに水防に係のある団体の代表者及び学識経験のある者と規定があるため
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☐	☒	No.1の理由から委員公募を行っていない
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☐	☒	No.1の理由から委員公募を行っていない
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☐	☒	
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☐	☒	
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☒	☐	
意見パブリックコメント	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上期間を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
その他(自由記載手法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

市民参加手続きチェックシート

部署名	教育部総務課
-----	--------

案件の名称	No.30～53 江別市学校運営委員会
-------	---------------------

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☐	☒	委員は、江別市立学校における学校運営委員会の設置等に関する規則第9条に基づき、対象学校の校長の推薦により教育委員会が任命するため。
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在任期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☒	☐	
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☐	☐	公募委員を含めていないため、該当しない。
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☐	☐	公募委員を含めていないため、該当しない。
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☒	☐	
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☒	☐	
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☒	☐	
(パブリックコメント)	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
調査アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
(その他の記載手法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>
附属機関等の8の公表については、各学校毎に方法や時期の差異がある。

市民参加手続きチェックシート

部署名	教育部生涯学習課
-----	----------

案件の名称	No.54 旧町村農場保存活用推進事業
-------	---------------------

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☐	☐	
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☐	☐	
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☐	☐	
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☐	☐	
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☐	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☐	☐	
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☐	☐	
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☐	☐	
(意見パブリックコメント)	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上期間を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☒	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☒	☐	
アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
(その他の記載手法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

市民参加手続きチェックシート

部署名	教育部生涯学習課
-----	----------

案件の名称	No.55 江別市社会教育委員の会議
-------	--------------------

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☒	☐	
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☒	☐	
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☒	☐	
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☒	☐	
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☒	☐	
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☒	☐	
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☒	☐	
(パブリックコメント)	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
(その他の記載手法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

--

市民参加手続きチェックシート

部署名	教育部郷土資料館
-----	----------

案件の名称	No.56 江別市文化財保護委員会
-------	-------------------

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☐	☒	文化財の指定及び保護に関する専門的知識を要するため、学識経験者等を選任する必要がある。(江別市文化財保護条例第5条第2項)
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☒	☐	可能な限り左記項目に配慮した人選を行っているが、専門分野のバランスを考慮したり、充て職の委員がいることなどから、結果的に必ずしも要件に合致した委員構成にはなっていない。
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☐	☒	上記1の事由により、非公募であるため
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☐	☒	上記1の事由により、非公募であるため
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	HPに名簿を掲載している。
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☒	☐	
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☒	☐	当初予定の対面開催から、書面開催となる旨HPで告知
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☒	☐	左記の要件を記載した議事録を作成し、HPに掲載した。
(パブリックコメント)	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
アンケート調査	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
(その他の記載手法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

市民参加手続きチェックシート

部署名

教育部学校教育支援室学校教育課

案件の名称

No.57 江別市立小学校及び中学校通学区区域審議会

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☒	☐	
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☒	☐	
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☒	☐	
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☒	☐	
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☒	☐	
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☒	☐	
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☒	☐	
(パブリックコメント)	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上期間を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
調査アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
(その他の記載手法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

市民参加手続きチェックシート

部署名	教育部学校教育支援室学校教育課
-----	-----------------

案件の名称	No.58 江別市奨学審議委員会
-------	------------------

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☐	☒	江別市奨学資金貸与条例 第5条第2項にて、教育関係者及び学識経験者を委員とすることが規定されているため
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☐	☐	改選なし
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☐	☐	改選なし
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☐	☐	改選なし
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☐	☒	奨学生世帯の所得状況などについて審議することから、個人の権利利益を害するおそれがあるため非公開としている
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☐	☒	上記のような理由から非公開としている
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☐	☒	No.6の理由から非公開としている
(意見パブリックコメント)	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上期間を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
(その他の記載手法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

市民参加手続きチェックシート

部署名	教育部学校教育支援室教育支援課
-----	-----------------

案件の名称	No.59 江別市教育支援委員会
-------	------------------

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☐	☒	江別市教育支援委員会条例第3条の規定により、委員の職名が指定されているため。
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☐	☒	江別市教育支援委員会条例第3条の規定により、委員の職名が指定されているため。
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☐	☒	委員の公募を行っていないため。
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☐	☒	委員の公募を行っていないため。
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☐	☒	個人情報を取り扱うため。
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☐	☒	個人情報を取り扱うため。
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☐	☒	個人情報を取り扱うため。
(パブリックコメント)	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上期間を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
(その他の手法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

市民参加手続きチェックシート

部署名	教育部学校教育支援室教育支援課
-----	-----------------

案件の名称	No.60 江別市青少年健全育成協議会
-------	---------------------

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☒	☐	
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☒	☐	
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☒	☐	
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☒	☐	
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☒	☐	
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☒	☐	
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☒	☐	
(パブリックコメント)	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上期間を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
調査アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
(その他の記載手法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

市民参加手続きチェックシート

部署名	消防本部総務課
-----	---------

案件の名称	No.61 江別市消防委員会
-------	----------------

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☐	☒	消防行政に関する専門的知識を必要とするため市民公募委員はなし
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☒	☐	
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☐	☐	公募しないため、該当しない。
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☐	☐	公募しないため、該当しない。
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☐	☐	書面開催のため公開不可
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☐	☐	書面開催のため
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☒	☐	
(パブリックコメント)	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上期間を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
(自由他の手法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

--

市民参加手続きチェックシート

部署名	水道部総務課
-----	--------

案件の名称	No.62 江別市上下水道事業運営検討委員会
-------	------------------------

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☒	☐	
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☐	☐	改選がなかったため
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☐	☐	〃
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☐	☐	〃
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☒	☐	
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☒	☐	
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☒	☐	
(パブリックコメント)	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上期間を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
(その他の手法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

市民参加手続きチェックシート

部署名	市立病院事務局管理課参事(経営推進担当)
-----	----------------------

案件の名称	No.63 江別市立病院経営評価委員会
-------	---------------------

市民参加の方法	No.	項 目	チェック欄		
			実施した	実施していない	備考(実施していない場合は、その理由)
附属機関等	1	公募等により選考された市民委員を含めているか。【条例第7条第1項】	☒	☐	
	2	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の附属機関等の委員の兼職状況に配慮したか。【条例第7条第2項】	☐	☐	※該当なし
	3	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)市民委員を公募する際は、あらかじめ、附属機関等の名称及び所掌事務、委員の任期、公募する委員の人数及び選考方法、応募できる者の範囲及び応募方法を公表したか。【規則第4条第1項】	☐	☐	※該当なし
	4	(当該年度中に設置又は改選があった場合、)委員を公募する期間を、公募を開始した日から2週間以上設けたか。【規則第4条第2項】	☐	☐	※該当なし
	5	委員の氏名、選任の区分、任期を公表しているか。【条例第7条第3項】	☒	☐	
	6	会議を公開したか。【条例第8条第1項】	☒	☐	
	7	会議を開催する日の1週間前までに、開催日時、開催場所、議題等を公表したか。【条例第8条第2項・規則第7条】	☒	☐	
	8	会議の名称、開催日時及び会場、委員の出欠状況、傍聴者数、議題及び議事の概要を記載した会議録を作成し、会議終了後30日以内に、非公開情報を除き公表したか。【条例第8条第3項・規則第8条】	☒	☐	
(パブリックコメント)	1	あらかじめ、対象事項の案及び資料、対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表したか。【条例第9条第1項】	☐	☐	
	2	意見の提出期間を、公表の日から起算して30日以上期間を設けたか。【条例第9条第2項】	☐	☐	
	3	提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を、非公開情報を除き公表したか。【条例第9条第4項】	☐	☐	
	4	意見を提出した市民に、当該意見に対する公表の内容を通知したか。【規則第10条第3項】	☐	☐	
市民説明会	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
ワークショップ	1	開催する日の2週間前までに、開催日時、開催場所、開催趣旨等を公表したか。【条例第10条第1項・規則第11条第1項】	☐	☐	
	2	終了後30日以内に、名称、開催日時及び会場、対象及び参加者数、議題及び議事の概要を、非公開情報を除き公表したか。【条例第10条第2項・規則第11条第2項】	☐	☐	
調査アンケート	1	アンケート調査の目的を、調査対象者に対して明らかにしたか。【条例第11条第1項】	☐	☐	
	2	アンケート調査の名称、目的、方法、対象、実施時期、回答率及び集計結果を、非公開情報を除き、公表したか。【条例第11条第2項・規則第12条】	☐	☐	
(その他の手法)	1		☐		
	2		☐		

<特記事項>

令和4年度 江別市市民参加実施状況

令和5年9月

江別市生活環境部市民生活課市民協働担当

江別市の市民参加についての詳しい内容はこちらをご覧ください。
<https://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/life/4/30/>

